

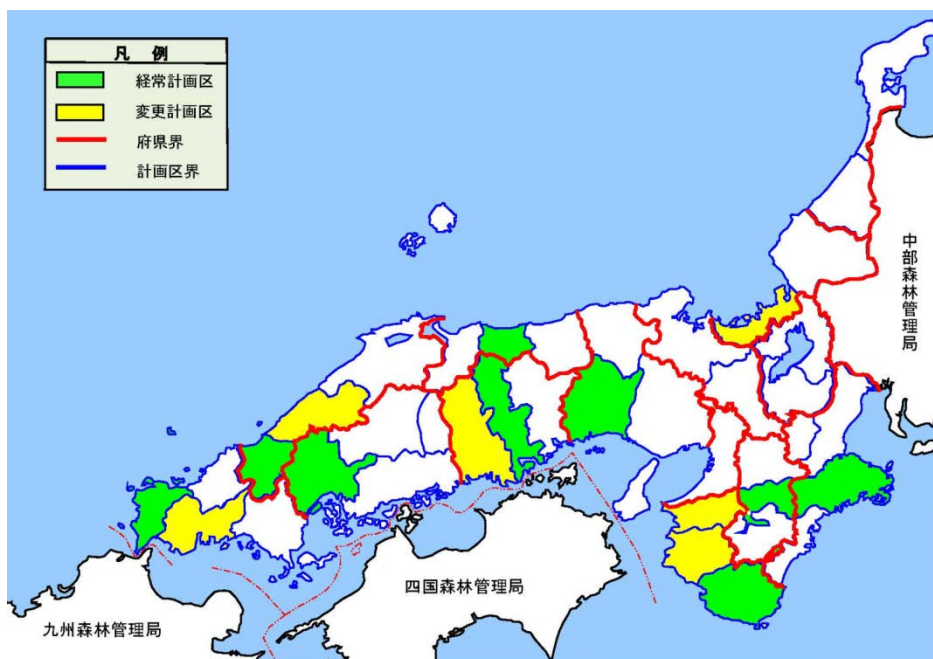
平成25年樹立 国有林の地域別の森林計画の概要

近畿中国森林管理局

I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の40森林計画区について、「国有林の地域別の森林計画」を樹立しています。

平成25年は、そのうち9森林計画区について平成26年4月1日からの10年間の計画を經常樹立するとともに、6森林計画区について計画の変更を行います。



○經常樹立する森林計画区：上図緑色

吉野（奈良県）、南伊勢（三重県）、紀南（和歌山県）、揖保川（兵庫県）、天神川（鳥取県）、高津川（島根県）、旭川（岡山県）、太田川（広島県）、豊田（山口県）

○計画変更する森林計画区：上図黄色

若狭（福井県）、紀北・紀中（和歌山県）、高梁川下流（岡山県）、江の川下流（島根県）、山口（山口県）

「国有林の地域別の森林計画」とは・・・

森林管理局長が、全国森林計画に即して、森林計画区毎に、国有林野及び公有林官行造林地の森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、5年毎にたてる10年間の計画です。

具体的には、次のような項目について計画をたてます。

- 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 森林の整備に関する事項（伐採、造林、間伐、保育、公益的機能別施業森林の整備、林道等の開設等）
- 森林の保全に関する事項（土地の保全、保安施設、森林の保護等）
- 計画量（伐採立木材積、間伐・造林面積、林道開設・拡張の延長、保安林の指定・整備面積、治山事業量）

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

「国有林の地域別の森林計画」において、計画の対象となる森林は国有林野と官行造林地で、森林以外の土地（貸地及び苗畑敷・林道敷等の附帯地）を除いたものを対象森林としています。

森林計画の対象となる森林の区域については、森林計画図で示すとともに、計画書において、市町村ごとに国有林野、公有林野等官行造林地別に対象となる森林の面積を定めています。

平成25年経常樹立に係る森林計画区ごとの対象森林面積は、以下のとおりです。

◆森林計画区別の対象森林面積

単位：ha

森林計画区	総面積	国有林野、官行造林地別	
		国有林野	官行造林地
吉野	2,179	2,071	109
南伊勢	8,205	7,280	925
紀南	11,957	10,885	1,071
揖保川	16,813	14,653	2,159
天神川	9,223	8,894	329
高津川	13,044	12,607	437
旭川	10,633	9,834	799
太田川	15,078	13,943	1,135
豊田	668	236	433
計	87,800	80,403	7,397

注：計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合があります。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

■森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、以下のとおり望ましい森林の姿を目指します。

森林の有する機能	保全の目標（望ましい森林の姿）
水源涵養機能	下層植生とともに樹木が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水の能力の高い森林であって、必要に応じて浸透を推進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い森林
保健・ レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として良好に樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

■森林の整備保全の基本方針

森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する諸機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に対する取り組みを推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は以下のとおりです。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地等の周辺に存する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本。伐採に伴って発生する裸地を縮小・分散 ダム等の上流部において、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊、津波等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 林床の裸地化の縮小・回避を図る施業を推進 保安林の指定やその適切な管理を推進。谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<p>風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・ レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地条件や国民のニーズ等に応じた多様な森林整備を推進 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	<p>史跡・名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全</p>
木材等生産機能	<p>効率的な森林施業が可能な森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育及び間伐等を推進

3 森林の整備に関する事項

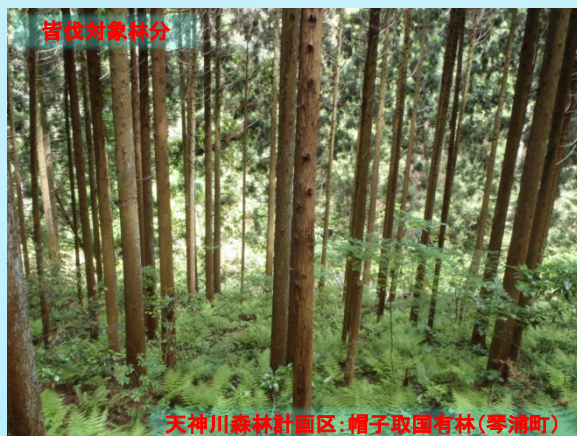
■森林の立木竹の伐採に関する事項

●立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐新植を行う対象森林、生産目標別の主伐の時期、伐区の形状その他留意事項については、以下のとおりです。

◎皆伐

- ・皆伐新植は、気候、土壌等の自然的条件、林業技術等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林において行います。
- ・1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮します。
- ・伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、風致維持等のため、主要な尾根、溪流沿い等に保護樹帯を積極的に設置します。
- ・人工林の主伐は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達した時期に行い、樹種別、生産目標別の主伐の時期を定めます。
- ・官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。
- ・皆伐天然更新は、アカマツ等の天然下種更新及びクヌギ、コナラ等のぼう芽による更新が確実な林分において行います。



◎択伐

- ・良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。
- ・伐採にあたっては、適正な林型に誘導するよう配慮して適切な伐採率で実施します。

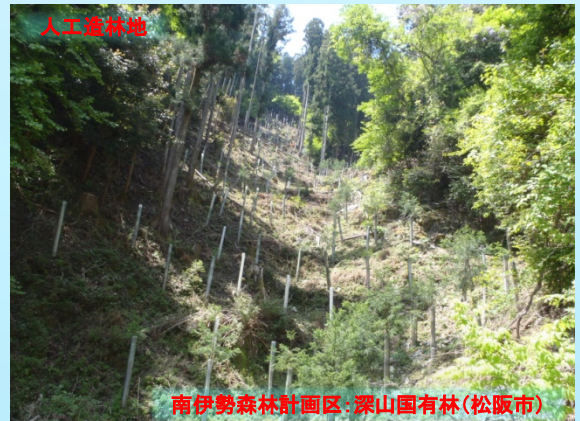
●立木の標準伐期齢

- ・スギ、ヒノキ等の主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準として、公益的機能、既往の平均伐採期齢等を勘案して標準伐期齢を定めます。
- ・主伐は、基本的に標準伐期齢以上の林齢で行います。

■造林に関する事項

●人工造林に関する基本的事項

- ・人工造林は、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林等で実施します。
- ・造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、地域における造林種苗の需給状況や木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。
- ・植栽本数は、スギ、ヒノキともヘクタールあたり2,000本を標準とします。
- ・苗木の選定は、成長に優れたものの導入等に努めます。
- ・伐採跡地は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則2年以内に植栽します。
- ・地拵えは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況等に応じた適切な方法を採用します。
- ・植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は保残します。



●天然更新に関する基本的事項

- ・天然更新は、気候、土壌等の自然的条件や林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において実施します。
- ・天然更新補助作業の対象樹種は、既往の造林成績や林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。
- ・アカマツは、原則天然更新によることとし、伐採を行う際、母樹の保残に努め、伐採前の地拵えを行い、現地の実態に応じて、植え込み、まき付け等の更新補助作業を実施します。
- ・広葉樹は、母樹の保残や伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選択し、現地の実態に応じて、刈り出し等の更新補助作業を実施します。
- ・ぼう芽更新による場合は、必要に応じ、芽かき、刈り出し等を実施します。
- ・期間を定めて更新状況を確認し、天然更新により更新ができないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ります。

■間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の森林吸収目標の達成や多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を積極的に実施します。

●間伐の標準的な方法

- ・間伐は、林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて実施します。
- ・実施時期は、林冠のうっ閉により下層植生の一部が消失若しくは消失する恐れのある場合、または林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。
- ・間伐木の選木にあたっては、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとします。それ以外の形質不良木や形質が良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。
- ・間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。
- ・実施に当たっては、効率的に間伐を実施するため、立地条件等を考慮の上、列状間伐を推進します。



●保育の標準的な方法

保育の標準的な方法は以下の表のとおりです。この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し必要に応じて行います。

樹種	作業種		経過年数(年)															
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	刈	春植	←—————→															
		秋植	←—————→															
ヒノキ	つる切							←										
	除伐										←							→

■公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進する区域と当該区域内における施業方法を定めます。

●公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業

◇水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林の区域は、全ての国有林野とします。

ここでは、伐期の間隔を拡大（伐期の延長、長伐期化）するとともに伐採面積の縮小・分散化を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ根系の発達を確保します。具体的には長伐期施業と複層林施業（択伐、択伐以外）を実施します。

◇土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、それぞれの機能の維持増進を図ることを念頭に、できるだけまとまりをもたせて定めます。

ここでは、原則として択伐による育成複層林施業を実施します。

天然生林については、すべての区域において、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする場合を除き手を加えません。

○公益的機能別施業森林の面積

単位：ha

森林計画区	水源涵養機能	山地災害防止／ 土壌保全機能	快適環境 形成機能	保健・文化機能
吉野	2,071	531	—	473
南伊勢	7,280	1,679	—	1,520
紀南	10,885	1,335	—	1,987
揖保川	14,653	895	201	2,844
天神川	8,894	85	—	2,612
高津川	12,607	2,047	—	977
旭川	9,834	598	—	2,373
太田川	13,943	1,105	—	6,203
豊田	236	54	—	—
計	80,403	8,329	201	18,989

注：計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと一致しない場合がある。

※ 公益的機能別施業森林の区域の取り扱いについて、近畿中国森林管理局においては、水源涵養機能維持増進森林以外の機能については重複させないこととしています。この場合、個々の森林においては、水源涵養以外の多様な機能を持ち合わせている箇所もありますが、その機能評価は十分認識しているとの前提のもと行っております。

また、官行造林地は、将来市町村長がその取り扱いを決定するものであり、国有林が市町村に代わって施業を行っている間は判断しないという考えから白地としています。

■林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

- ◇林道等路網の開設は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。



- ◇効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準は、以下のとおりです。

区 分	作業システム	路網密度	単位：m/ha
			基幹路網
緩傾斜地（ 0° ～15° ）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急 峻 地（35° ～ ）	架線系作業システム	5以上	5以上

■森林施業の合理化に関する事項

- ◇林業に従事する者の養成及び確保のため、民有林と連携し事業の計画的発注、広域就労の促進等による雇用の長期化、安定化や機械化の促進に努めるとともに、社会保険等への加入促進や労働安全衛生の確保等により林業労働者の就労条件の整備に努めます。
- ◇作業システムの高度化を図るため、民有林と連携し事業量の確保や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。
- ◇林産物の利用促進のため、民有林と一体となった、木材生産・流通の合理化や生産・加工・流通を通じた関係者の合意形成に努め、多様な分野における需要者ニーズに即した国産材の安定的供給体制の整備への取り組みを推進します。



4 森林の保全に関する事項

■森林の土地の保全に関する事項

- ◇土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等については、森林の他用途への転用は極力避けます。
- ◇土石の切取り、盛土等を行う場合には、自然的条件、地域の土地利用等を総合的に勘案し、実施地区の選定等を適切に行います。
- ◇樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区を定め、土地の形質変更に当たっては、林地の適正な管理や適切な施業の実施により林地の保全に十分留意します。



■保安施設に関する事項

- ◇保安林については、流域における自然的条件、社会的要請や配備状況を踏まえ、保安林として指定する必要がある森林について、適切に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を推進します。
- ◇治山事業については、国民の安全・安心の確保を図るため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を流域の特性に応じた形で計画的に推進します。



■森林の保護に関する事項

- ◇マツクイムシ被害やナラ枯れ等、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。
- ◇野生鳥獣による森林被害防止のため、地元行政機関などの地域との連携を図り、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を推進します。
- ◇山火事等の森林被害を未然防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施します。



5 計画量

国有林の地域別の森林計画では、①伐採立木材積、②間伐面積、③人工造林及び天然更新別の造林面積、④林道の開設又は拡張に関する計画、⑤保安林整備及び治山事業に関する計画について、10年間とその前半5カ年の計画量を定めます。

計画量は、全国森林計画に即して定めます。

■伐採立木材積の計画量

平成25年の経常樹立に係る主伐、間伐別の伐採立木材積の計画量は、以下のとおりです。

森林計画区	伐 採 立 木 材 積 (千m ³)					
	主 伐		間 伐		合 計	
		前半5カ年		前半5カ年		前半5カ年
吉 野	25	1	40	39	65	40 (2)
南伊勢	52	5	87	68	139	73 (3)
紀 南	155	84	379	317	534	401 (4)
揖保川	334	165	552	440	886	605 (44)
天神川	87	25	196	172	283	197 (5)
高津川	108	51	393	314	501	365 (34)
旭 川	194	89	309	283	503	372 (24)
太田川	181	96	343	255	524	351 (15)
豊 田	86	83	4	3	90	86 (0)
計	1,222	599	2,303	1,891	3,525	2,490 (131)

注1：()は、地域管理経営計画等で定める、あらかじめ箇所を特定できない臨時伐採量で外書。

2：計は、端数処理の関係上計画区毎の数値を合計したものとは一致しない場合があります。



■造林・林道・治山事業の計画量

平成25年経常樹立に係る人工造林・天然更新別の造林面積、林道の開設・拡張及び治山事業の計画量は、以下のとおりです。

森林計画区	造林面積 (ha)				林道等 (km)				治山事業	
	人工造林		天然更新		開 設		拡 張		地区数	
	前 半 5カ年	後 半 5カ年	前 半 5カ年	後 半 5カ年	前 半 5カ年	後 半 5カ年	前 半 5カ年	後 半 5カ年	前 半 5カ年	後 半 5カ年
吉 野	10	4	16	—	1.30	1.30	0.12	0.12	3	2
南伊勢	83	39	291	—	1.00	1.00	7.10	3.80	—	—
紀 南	261	164	360	—	14.90	4.50	1.00	0.80	64	27
揖保川	394	147	218	—	18.20	8.70	1.93	1.93	28	13
天神川	200	57	183	—	6.20	3.20	3.00	2.50	9	4
高津川	165	146	374	—	10.80	4.70	0.82	0.82	21	13
旭 川	333	206	271	—	6.58	3.18	2.28	1.24	16	10
太田川	154	93	167	—	8.50	6.00	—	—	34	20
豊 田	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
計	1,600	856	1,881	—	67.48	32.58	16.25	11.29	175	89



Ⅲ 変更計画の概要について

1 伐採計画の変更

地球温暖化防止森林吸収源対策等のため、高梁川下流森林計画区において、5カ年の間伐計画量を増やすとともに、江の川下流森林計画区において、前半5カ年の間伐計画量を主伐に振り替えます。

単位：千m³

森林計画区	現・新別	総数	主伐	間伐
高梁川下流	現計画	495 (315) <20>	163 (44)	332 (271)
	新計画	495 (318) <20>	163 (44)	332 (274)
江の川下流	現計画	405 (278) < 2>	185 (91)	220 (187)
	新計画	405 (280) < 2>	185 (94)	220 (186)

注1：（ ）は前半5カ年の計画量

2： < > は地域管理経営計画等において定めるあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量

2 間伐面積の変更

地球温暖化防止森林吸収源対策等のため、若狭、高梁川下流及び山口森林計画区において、間伐面積の前半5カ年の計画量を増やします。

江の川下流森林計画区において、間伐計画を主伐に振り替えたため前半5カ年間伐面積を減らします。

単位：ha

森林計画区	現・新別	間伐面積
若 狭	現計画	550 (348)
	新計画	550 (355)
高梁川下流	現計画	4,176 (3,215)
	新計画	4,176 (3,248)
江の川下流	現計画	2,589 (2,193)
	新計画	2,589 (2,187)
山 口	現計画	1,691 (1,449)
	新計画	1,691 (1,451)

注：（ ）は前半5カ年の計画量

3 林道の開設及び拡張に係る計画の変更

紀北、紀中、高梁川下流及び江の川下流森林計画区において、森林の整備を進めるため、林業専用道の開設4箇所7.88kmと拡張工事21箇所0.32kmを追加します。

単位：km

森林計画区	現・新別	開設	拡張
紀北	現計画	(1) 0.42	—
	新計画	(3) 4.90	—
紀中	現計画	(6) 5.97	—
	新計画	(8) 9.37	—
高梁川下流	現計画	(15) 23.06	(4) 3.94
	新計画	(15) 23.06	(5) 4.04
江の川下流	現計画	(2) 2.15	(6) 0.70
	新計画	(2) 2.15	(26) 0.92

注：() は箇所数

(参考1)

現計画と新計画との森林面積の対比(経常樹立)

計画の対象とする森林の区域

単位:ha

森林計画区	総面積	国有林、官行造林別		増減理由
		国有林野	官行造林地	
吉野	2,179	2,071	109	増減なし
	2,179	2,071	109	
南伊勢	8,205	7,280	925	増減なし
	8,205	7,280	925	
紀南	11,957	10,885	1,071	増減なし
	11,957	10,885	1,071	
揖保川	16,820	14,661	2,159	国有林野の売払による減
	16,812	14,653	2,159	
天神川	9,233	8,897	337	国有林の所管換による減、 官行造林の返地に伴う減
	9,223	8,894	329	
高津川	13,045	12,608	437	国有林野の売払による減
	13,044	12,607	437	
旭川	10,641	9,834	808	官行造林の返地による減
	10,633	9,834	799	
太田川	15,225	13,946	1,279	国有林野の売払による減 官行造林地の返地による減
	15,078	13,943	1,135	
豊田	668	236	433	増減なし
	668	236	433	
計	87,973	80,418	7,558	
	87,799	80,403	7,397	
[差引]	-174	-15	-161	

注1: 上段は、現行計画、下段は、新計画。また、赤字は、増減のあったもの。

注2: 計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

現計画と新計画との計画量の対比（経常樹立）

1 伐採立木材積

単位：千m³

森林計画区	主伐		間伐		合計	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画	現行計画	新計画
吉野	23	25	25	40	48	65
南伊勢	53	52	121	87	174	139
紀南	117	155	360	379	477	534
揖保川	236	334	591	552	827	886
天神川	32	87	135	196	167	283
高津川	78	108	379	393	457	501
旭川	88	194	350	309	438	503
太田川	165	181	311	343	476	524
豊田	18	86	3	4	21	90
計	810	1,222	2,275	2,303	3,085	3,525

2 造林面積

単位：ha

森林計画区	人工造林		天然更新	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画
吉野	5	10	—	16
南伊勢	19	83	214	291
紀南	111	261	320	360
揖保川	293	394	9	218
天神川	77	200	—	183
高津川	88	165	13	374
旭川	126	333	25	271
太田川	70	154	9	167
豊田	—	—	—	1
計	789	1,600	581	1,881

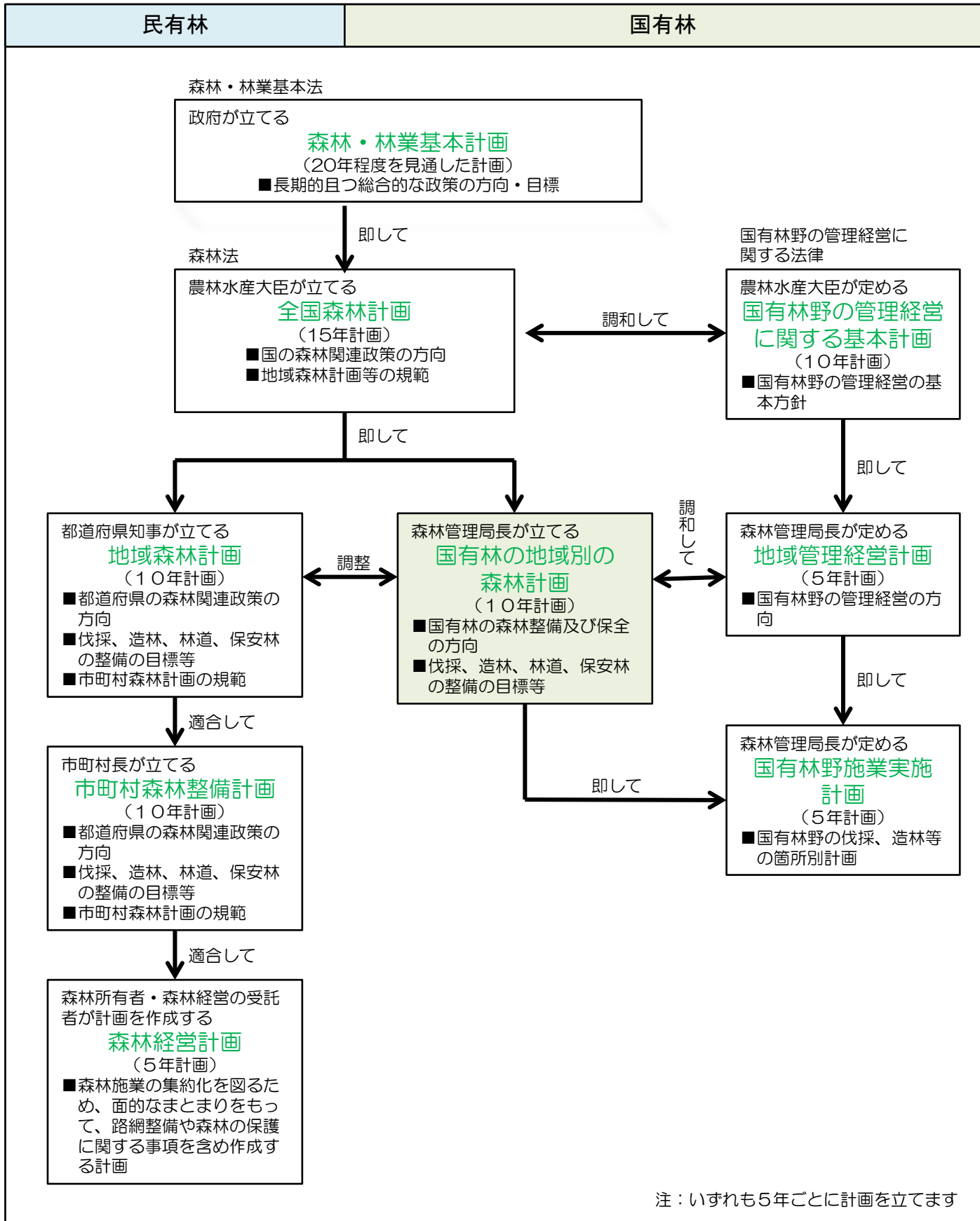
3 林道等新設及び治山事業

森林計画区	林道等新設(km)		治山事業(施工地区数)	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画
吉野	—	1.30	3	3
南伊勢	4.00	1.00	28	—
紀南	13.10	14.90	63	64
揖保川	18.20	18.20	46	28
天神川	10.00	6.20	4	9
高津川	9.50	10.80	22	21
旭川	5.10	6.58	13	16
太田川	3.72	8.50	21	34
豊田	—	—	—	—
計	63.62	67.48	200	175

国有林の森林計画の体系

国有林で地域レベルにおいて立てる森林計画は、森林法に基づく「国有林の地域別の森林計画」と国有林野の管理経営に関する法律に基づく「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」です。

今回立てる計画は、「国有林の地域別の森林計画」です。国有林の森林の整備及び保全の方向、伐採、造林及び林道の開設等の目標について、森林資源の現況等を勘案し、民有林の「地域森林計画」とも調整を図りながら計画を立てます。



注：いずれも5年ごとに計画を立てます